

【鳥取県庁舎及び鳥取県警察本部庁舎で使用する電気供給に係る共通の質問についての回答】

番号	質問	回答
1	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	【県庁舎】 ・ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 ・業務用高圧1型 標準(季節別) 【警察本部庁舎】 ・ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 ・業務用高圧1型 季節時間帯別
2	入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。	書類等に記載する日付は、書類等の作成日を記載してください。
	事前提出資料及び入札書等の提出書類に押印は不要という認識でよろしいですか。また、記載する日付は作成日という認識でよろしいですか。	委任状については押印が必要ですが、その他の書類等については押印不要です。 書類等に記載する日付は、書類等の作成日を記載してください。
3	内訳書の封入方法について入札書と同封してよろしいでしょうか。同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。 入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますか。	入札説明書の15(2)に記載のとおりです。 割印は不要で、書類等の留め方等の指定はありません。 郵送する場合は、入札書等を密封した封筒を郵送用の封筒に入れて郵送してください。
4	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	内訳計算書(様式第5号)に記載のとおりです。
5	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	内訳計算書(様式第5号)に記載のとおりです。
6	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ① 基本料金=契約電力 × 単価 × 力率(小数点3位以下切り捨て) ② 電力量料金=使用電力量 × 単価(小数点3位以下切り捨て) ③ 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量料金 × 単価(小数点3位以下切り捨て) ④ 再エネ賦課金=使用電力量 × 単価(円未満切り捨て) ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計=[①、②および③の料金の合計(円未満切り捨て)]+④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額=5*100/110(円未満切上) ※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきたいです。	入札説明書の15(2)及び内訳計算書(様式第5号)に記載のとおりです。
7	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	入札説明書の15(2)に記載のとおりです。
8	内訳計算書「3 力率による割引制度がある場合は、力率割引率(C欄)にその割引に相当する乗数を記載すること」とあります。力率は、仕様書に記載された予定力率100%として、力率割引を加味して算定する認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。

【鳥取県庁舎及び鳥取県警察本部庁舎で使用する電気供給に係る共通の質問についての回答】

番号	質問	回答
9	計算内訳書(様式第5号)下部に「6 基本料金金額(E)欄及び電力量料金金額(H)欄は、小数点第2位まで記載することとし、小数点第3位以下については、入れ者ごとの電気料金算定基準に則り、切り上げ又は切り捨てを行うこと。」とありますが、四捨五入としても問題ありませんか。	支障ありません。
10	入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など)	入札保証金の免除については、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)に登録されている場合、特別な書類の提出なく免除が認められます。契約保証金の免除については、落札決定通知後に様式第6号に必要な書類を添付の上、申請してください。
11	鳥取県の入札参加資格者名簿に登録済みの受任者ではなく、代表者での応札は可能ですか。また、仮に弊社が落札した場合、契約締結に際しては、入札参加資格に登録済みの受任者で契約は可能という認識でよろしいですか。その場合、委任状は不要でよろしいですか。	競争入札参加資格者名簿に登録された「入札に関する一切の権限」を委任された者による入札及び「契約の締結に関する一切の権限」を委任された者による契約は可能です。競争入札参加資格登録手続において委任状が提出済でその者による入札手続及び契約手続であれば再度委任状の提出は必要ありません。
12	【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】 ・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ・契約中の案件でもよろしいでしょうか。 ・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。 ・実績は何件分提出すればよいでしょうか。	様式第6号の注3のとおりです。 契約中の案件でも過去2年間の履行確認ができれば問題ありません。 契約実績は1件分を提出してください。
13	契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。 上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。	契約保証金の納付時期は、契約を締結するときまでとされており、納付が完了しなければ契約締結ができません。 契約締結は落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内(県の休日は算入しない)に行う必要があります。 納付された契約保証金は、契約が履行された場合払戻できます。 また、契約の履行の完了が部分的に確認でき、かつ、その部分に相当する契約保証金の額があらかじめ明確に区分されている場合で、当該部分の契約保証金を返還しても残りの部分の契約の履行を確実に担保し得る場合は、履行完了が確認できた部分に相当する契約保証金を払い戻すことができます。
14	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。 落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたいと考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますか。	入札説明書の15(8)に記載のとおりです。
15	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	内訳計算書(様式第5号)に記載のとおりです。

【鳥取県庁舎及び鳥取県警察本部庁舎で使用する電気供給に係る共通の質問についての回答】

番号	質問	回答
16	入札説明書13事前提出資料(4)国又は地方公共団体若しくはその他法人との契約に係る実績がわかるものについて、弊社が締結した実績を証明する書類の写しとして、契約書の写し(令和4年6月～令和7年5月契約の施設等)を提出してよろしいですか。 また、契約書の写しについては、ご契約者さま以外の第三者へ開示できない情報については、マスキングをしての提出となります。ご了承いただけますか。	入札説明書の3(7)に記載のとおり、令和5年4月1日以降の12月以上の履行実績が含まれるものであれば問題ありません。 契約書の写しのマスキングについては契約実績の確認に支障がない範囲であれば了承しますが、以下の項目についてはマスキングしないでください。 ・契約金額(総額) ・契約内容 ・契約の相手方
17	入札説明書 13:事前提出資料の(4)につきまして、「3の(7)を証する」とあります。3の(7)には「仕様書の4に記載された～」とありますが、これに伴い下記書類を提出させていただく認識でお間違いないでしょうか。 ・障害が発生した場合の供給体制の資料 ・安定供給確約書 ・電気託送確約書 ・一般送配電事業者との「接続供給契約書」の写し	お見込みの書類で問題ありません。
18	落札業者は開札日に決定いたしますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	入札結果は、開札日に決定し、開札日以降に電子メール又はファクシミリ等により連絡する予定です。(ただし、落札決定は3月下旬)
19	契約書の取り交わし(双方押印・原本到着)期日はございますでしょうか。弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができかねる場合は提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。(契約締結日は指定いただけます。)	契約締結は落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内(県の休日は算入しない)に行う必要があります。 期間延長については落札決定後に協議してください。
20	仮に弊社が落札した場合、契約締結に伴う協議は可能ですか。また、契約書(案)を、事前(開札日まで)に提供いただくことは可能ですか。	落札価格に影響のない範囲での協議は可能です。 契約書案は提示済みです。
21	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	落札価格に影響のない範囲での協議は可能です。
22	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	落札価格に影響のない範囲での協議は可能です。
23	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	落札価格に影響のない範囲での協議は可能です。

【鳥取県庁舎及び鳥取県警察本部庁舎で使用する電気供給に係る共通の質問についての回答】

番号	質問	回答
24	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。</p> <p>(500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) 一契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。</p> <p>管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p>	契約電力の変更希望、変更予定はありません。 契約期間中に変更する場合は、別途協議します。
25	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。	契約期間中に変更する場合は、別途協議します。
26	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがあります。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約期間中に変更する場合は、別途協議します。
27	<p>本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。</p> <p>自家発補給電力の契約はありますか。</p>	自家発補給電力の契約はありません。
28	<p>市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。</p> <p>①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。</p> <p>②ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。</p> <p>③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。</p> <p>④年度をまたぐ期間のご契約の場合、年度によって異なる単価設定となる場合がございます。契約期間を通して同一の単価とする必要はありますか。</p>	市場連動プランによる応札はできません。
29	自動検針装置は有でお間違ひありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置付きです。

【鳥取県庁舎及び鳥取県警察本部庁舎で使用する電気供給に係る共通の質問についての回答】

番号	質問	回答
30	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますか。	現在の計量日は毎月末日24時00分(毎月1日0時00分)です。
31	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	口座振替払します。
32	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますか。	口座振替払します。 引落額を事前に把握する必要があるので、請求書の到達は口座振替日の7日前(県の5営業日前)までにしてください。
33	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	支障ありません。
34	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきます。	仕様書の9に記載のとおりです。
35	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	支障ありません。
36	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	支障ありません。
37	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますか。	毎月7日頃に請求書を発送いただくことについては問題はありませんが、請求書金額の確認後の口座振替となりますので口座振替日の調整が必要です。
38	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内(検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内) 【口座振替の場合】線上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2~15日)と翌月27日(16~31日)にお振替	口座振替払します。 引落額を事前に把握する必要があるので、請求書の到達は口座振替日の7日前(県の5営業日前)までにしてください。
39	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	請求書のWEB提供については確かなセキュリティが確保されたものであれば問題ありません。 なお、請求書には各施設ごとの料金が分かること、各施設ごとの料金の根拠となる明細が鳥取県側で加工可能なファイル(CSVファイルなど)として提供できることが必要です。

【鳥取県庁舎及び鳥取県警察本部庁舎で使用する電気供給に係る共通の質問についての回答】

番号	質問	回答
40	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか。)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	支払いは契約ごとに行います。 複数から支払うことはありません。
41	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では(基本料金単価×契約電力) + 力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例) 力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	支障ありません。
42	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	仕様書の9に記載のとおり鳥取県内の旧一般電気事業者が定める燃料費等調整制度により算出された額を超えない範囲で、独自の算定方法に基づく燃料費等調整単価を算出することは可能です。
43	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	燃料費等調整額の算出方法を変更する場合は、別途協議します。
44	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	番号42の回答のとおりです。
45	燃料費調整額について、「鳥取県管内の旧一般電気事業者が定める燃料費等調整制度により算定された額を超えない範囲とする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	番号42の回答のとおりです。
46	各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安となるケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	入札説明書15(2)才に記載のとおりです。なお、燃料費等調整単価は、仕様書の9に記載のとおり、鳥取県管内の旧一般電気事業者が定める燃料費等調整制度により算定された額を超えない範囲とします。
47	請求書の表記について、 【継続検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 ※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。	支障ありません。

【鳥取県庁舎及び鳥取県警察本部庁舎で使用する電気供給に係る共通の質問についての回答】

番号	質問	回答
48	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中は入札時の約款(2025年4月1日実施約款)の算定方法を継続して請求させていただきますが、問題ないでしょうか。	番号42の回答のとおりです。
49	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	番号43の回答のとおりです。
50	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はありません。
	予備電力のご契約はございますか。ある場合、予備電源と予備線のどちらですか。また、契約電力(kw)についてご教示願います。	
51	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	落札決定は鳥取県公報により公表します。(金額は総額のみ掲載)